

## 高島市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和5年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年2月14日

高島市監査委員 多胡 豊章  
高島市監査委員 廣本 昌久

### 1. 監査の期間

令和5年10月12日から令和6年2月13日まで

### 2. 監査執行年月日、監査執行対象機関名および監査実施場所

監査執行年月日	監査執行対象機関名		監査実施場所
令和5年12月25日	健康福祉部	訪問看護ステーション	訪問看護ステーション
	高島市民病院		高島市民病院 会議室
	介護老人保健施設 陽光の里		
令和5年12月26日	健康福祉部	健康推進課、障がい福祉課、社会福祉課、くらし連携支援室	市役所新館 3階会議室9
		高齢者支援局 高齢者支援課、介護保険課	
令和5年12月27日	子ども未来部	子育て政策課、幼児保育課、子ども家庭相談課、少年センター・あずくる高島	市役所本館 1階会議室2
		児童発達支援センター	児童発達支援センター
		高島こども園	高島こども園
令和6年1月18日	都市整備部	土木課、国県事業対策課、都市政策課、上下水道課	市役所本館 1階会議室2
令和6年1月19日	農林水産部	農村整備課、ほ場整備推進室、森林水産課、農業政策課	
	農業委員会事務局		
	消防本部		消防本部会議室

### 3. 監査の範囲

前年度の定期監査の基準日から今年度の定期監査の基準日までの1年間の財務に関する事務の執行等について監査を実施した。

### 4. 監査の方法

本年度の監査計画および定期監査実施計画に基づき、監査の対象となる各機関に対し、あらかじめ資料の提出を求め、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われ

ているかどうかを主眼として、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

また、次の事項を重点的に監査を実施した。

- (1) 随意契約における契約の妥当性と適正な運用について
- (2) 公金および公金外現金管理事務の適正化について

なお、次の機関については、書類監査を実施し、実地監査については省略した。

書類監査実施機関名	
子ども未来部	マキノ東こども園、マキノ西こども園、今津東保育園、朽木こども園、古賀保育園、大師山さくら園、静里なのはな園、マキノ児童館

## 5. 提出資料

- 1 職員数等調書
- 2 事務分掌表
- 3 重点事務事業調
- 4-1 請負工事契約状況調
- 4-2 委託業務契約状況調
- 4-3 物品購入等契約状況調
- 4-4 土地・建物賃貸借契約状況調
- 4-5 指定管理施設に関する調
- 5 補助金交付状況調
- 6 負担金交付状況調
- 7 過年度収入の処理状況調
- 8 各種団体等事務取扱調
- 9 保管金等調
- 10 公金現金等取扱状況調保管金等調
- 11 過去2か年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調  
(定期監査・財政援助団体等監査・行政監査・随時監査)
- 12 懸案その他特に苦慮する業務の概要

<こども園、保育園、児童館には次の資料を追加>

- 園児数および組数等
- 施設の概要
- 寄付採納状況調
- 事故一覧表

## 6. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行について、以下の事項を除き、おおむね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

## 〈高齢者支援課〉

### ○高島市老人クラブ活動補助金について

#### (1) 適正な審査の実施について【指導事項】

令和4年度の実績報告を確認したところ、添付書類の「補助金明細(実績報告)」で各事業ごとの補助金額の内訳は報告されているものの、個別の事業ごとの補助対象経費の支出額と団体の決算書の決算額との整合性を審査する必要があるが、どの支出が補助対象経費となっているのか明確になっていない。

また、連合会本部の実績は所管課の担当職員が領収書等の証拠書類を確認しているが、連合会本部から各支部に支出された交付金の実績については、連合会本部が確認しているものの、市がその内容を把握し適正に確認しているとは言い難い状況にある。

補助金実績報告の審査において、補助対象経費の支出内容を明確に把握し、その用途等が本来の補助金交付目的に合致しているか等を精査するため、添付する関係書類について見直す必要がある

#### (2) 補助金制度の見直しについて【検討事項】

当市の高齢者の人口が増加している一方、老人クラブの加入率は年々低下する傾向にあり、老人クラブ数および会員数が減少し続けており、単位老人クラブがない地域や1クラブとなった支部も出てきていることから、本来であれば老人クラブの組織体制や活動支援のあり方も見直されるべき状況にあると考える。

老人クラブ活動を通じて高齢者の生きがいを高めるための支援策の必要性は理解するところであり、老人クラブの現状を踏まえて、補助金の申請等事務の軽減や、より活用しやすく成果等が発揮されやすい補助金制度となるよう抜本的に見直す必要があると考える。

## 〈子育て政策課〉

### ○高島市ファミリーサポートセンター事業補助金について

#### (1) 効率的な事業実施について【検討事項】

会員数や加算項目の基準達成により補助金額については年々増加傾向であるが、活動件数や実利用人数については減少傾向である。県内各市町の状況を確認したところ、他市町は委託契約しているところが多く実施方法は異なっているが、本市の事業費は大津市に次ぐ水準であり、多くの市町が本市より低額で運営されており、活動件数は本市より多い市町がほとんどであった。

本市の地域特性もあり単純比較することはできないが、他市町の運営状況や工夫されている点などを研究し、補助事業者と協力して本事業のより効率的な運営

とサービスの充実に取り組まれることを要望する。

(2) 会員数の確認について【検討事項】

補助金交付要綱によると、補助金の額は会員数や加算項目によって算出されており会員数の正確性は重要である。ところが、会員数の確認方法は補助事業者から提出された月別集計表の数を確認しているのみであった。担当課における会員数の確認を適切に行うため、補助事業者から会員名簿の提出を求めるなど、より厳格な方法が必要と考える。

また、会員資格の確認方法については、年度末に登録状況の変更の有無について文書で案内しているが、会員が登録内容の変更を申し出ない限り自動更新となっている。会員資格が引き続き有されているかの検証や、登録の意思があるかなどの確認の方法として適切か疑義がある。

〈森林水産課〉

○高島市林業振興事業（椎茸生産振興事業）補助金について【指導事項】

実績報告書を確認したところ、証拠書類として納品実績証明書が添付されていたが、これは納品実績の証明であり、支払いが完了している証明とはいえない。

実績報告には事業の完了が確認できる適正な証拠書類を添付するよう補助事業者に対して指導されるとともに、適正な補助金事務となるよう努められたい。

以 上